

序章 基本的事項

1 都市計画マスタープランの改訂の背景

本町は、第四次島本町総合計画の将来像である「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」の実現をめざし、まちづくりの基本的な方針を示すため、平成 24 年 6 月に平成 33 年（令和 3 年・2021 年）を目標年次とする「島本町都市計画マスタープラン」を策定しました。

計画策定より 10 年が経過し目標年次となり、この間、第五次島本町総合計画が策定されました。また、近年、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、地球環境問題の深刻化、地方自治体の財政状況の悪化、安全・安心なまちづくりへの意識の高まり、住民の価値観やニーズの多様化など、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しています。

都市計画についても、集約型都市の展望や持続可能な都市構造の再構築、歩行者に配慮したまちなか形成の推進、地域での持続可能な暮らしのための拠点形成、デジタル技術を生かしたまちづくりなど、新たな都市政策への必要性が高まっています。また、その進め方についても、住民の参画や多様な主体の連携と協働の重要性がますます高まっています。

こうした社会経済状況の変化並びに上位計画の見直しなどを踏まえ、本町の地域特性や実情に的確に対応した都市計画マスタープランとするために改訂するものです。

2 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

（1）計画の役割

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が住民の意見を反映して、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の整備課題に応じた整備方針などを総合的に定めるものです。

都市計画マスタープランは、以下のような役割を担います。

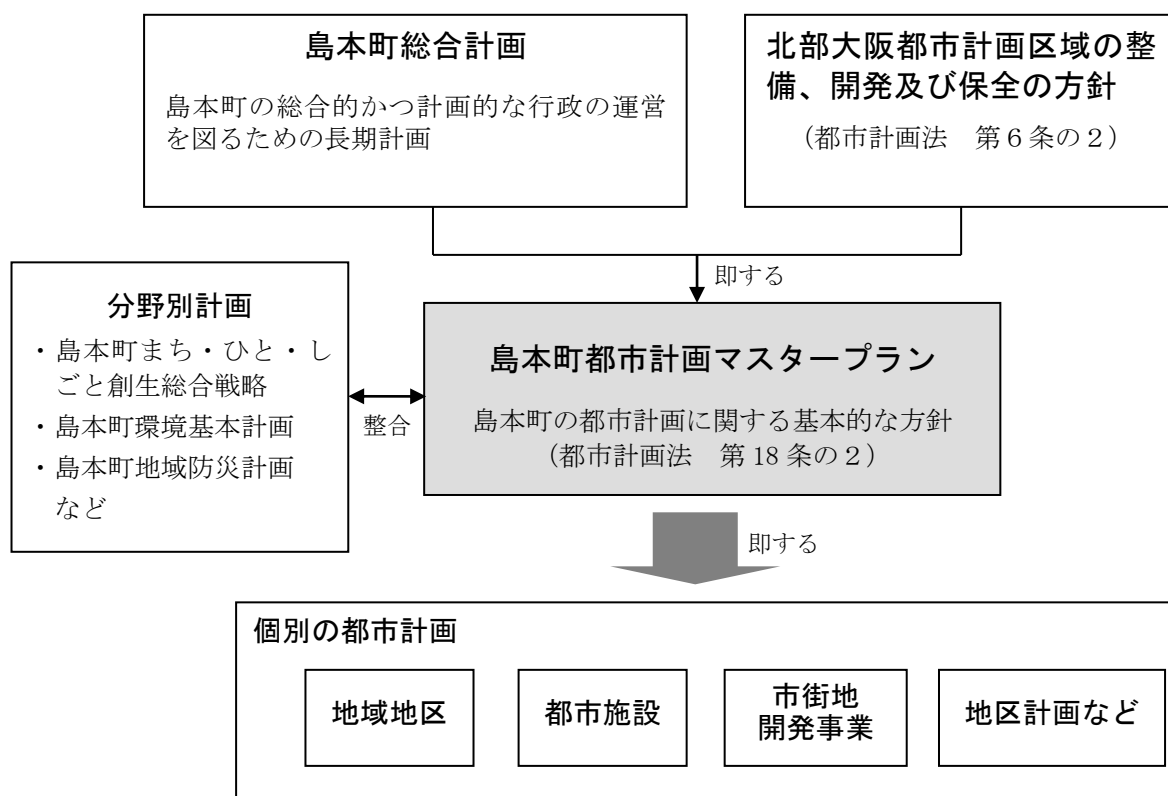
- ① 都市の将来像を明示します。
- ② 都市計画に対して住民の理解を得ることや具体的な都市計画を定める際の合意形成の根拠となります。
- ③ 町が定める都市計画の方針となり、都市計画の総合性・一体性を確保します。
- ④ 個々の土地利用規制や各種事業の決定、変更の指針となります。

（２）計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、「島本町総合計画」と、大阪府が定める「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めます。

また、分野別計画との整合を図るとともに、個々の都市計画の決定は本計画に即したものとします。

■都市計画マスタープランの位置づけ



3 都市計画マスタープランの目標年次

本計画は20年後の都市の姿を展望しながら、今後10年間で取り組む都市計画の方針を示したものであり、計画自体の目標は10年後の令和14（2032）年です。

なお、島本町総合計画、北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などとの整合を図るとともに、社会経済情勢や行政需要などに大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 上位関連計画

(1) 第五次島本町総合計画（令和2年3月）

- 計画期間

令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間

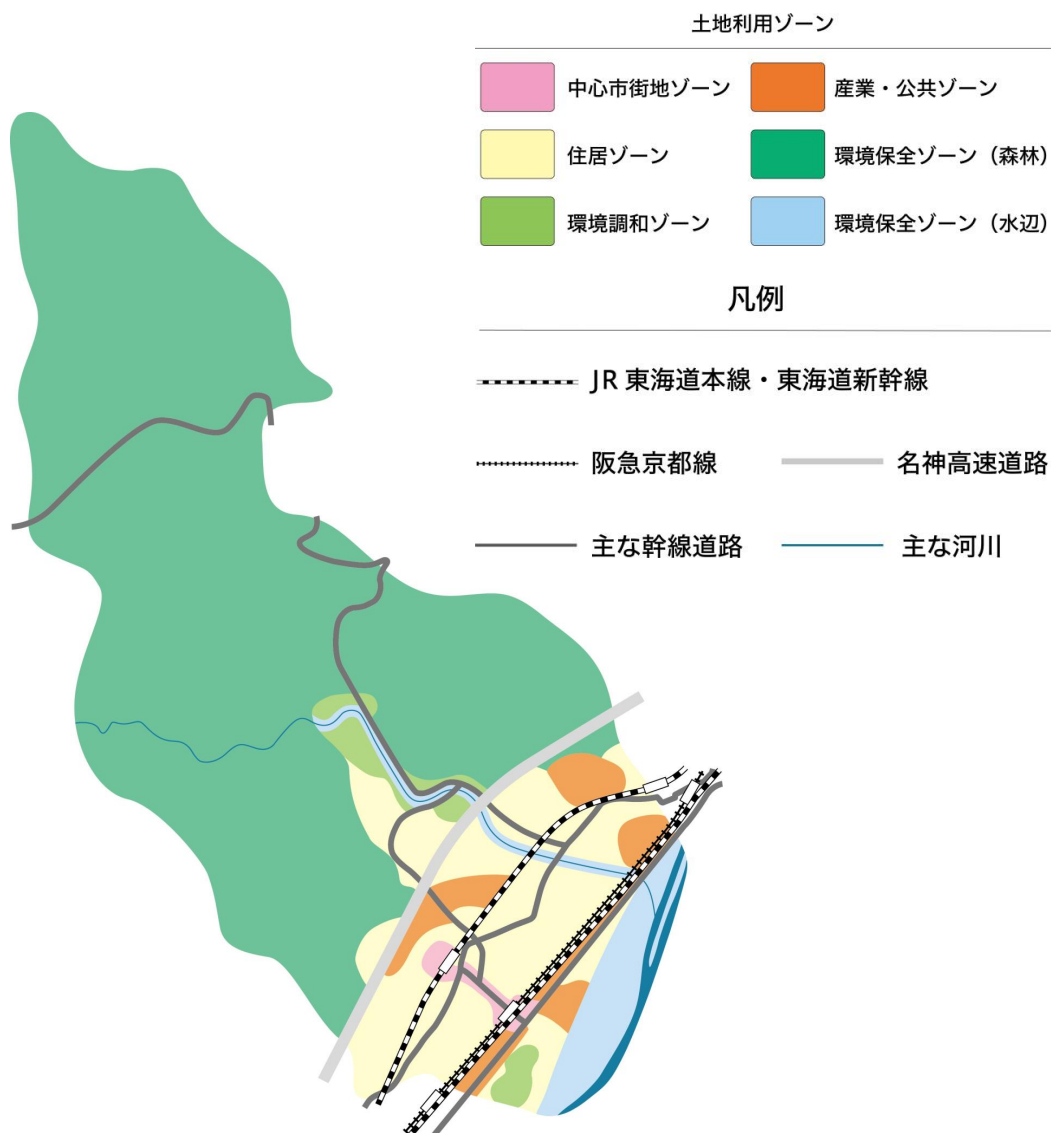
- 将来像

自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち

～いきいき・ふれあい・やさしい島本～

- 土地利用と都市構造

以下のとおり土地利用ゾーンとゾーン別の土地利用の方向を設定



中心市街地 ゾーン	● 阪急水無瀬駅とＪＲ島本駅の周辺及び両駅を結ぶ沿道については、商業・サービス機能その他の公共公益的機能の充実を図り、まちの中心・玄関にふさわしい都市機能と魅力、にぎわいのある中心市街地の形成をめざします。
産業・公共 ゾーン	● 工場・研究所などの産業施設が集積する地区においては、既存産業の振興や新たな企業立地の促進を図るとともに、周辺住宅地との調和・共存を図るため、環境保全・景観形成・緑化などの取組を促進します。 ● 国道 171 号沿道については、企業などのほか、住民の利便性や都市魅力の向上を図るための商業・サービス機能の立地を促進します。 ● 役場周辺については、庁舎・ふれあいセンターなどの公共サービス機能の維持・充実を図ります。
住 居 ゾーン	● 市街地の大部分を占める住宅地では、都市基盤の整備をはじめ、交通環境・防災機能などの充実を図るとともに、自然や都市農地と調和した景観形成など、良好な居住環境の形成をめざします。 ● 高齢化や人口減少が進んでいる地区では、空き家対策やコミュニティ活動への支援などにより活性化を図り、安心して住み続けられる環境づくりに努めます。
環境調和 ゾーン	● 市街地に近接する既存集落及びその周辺の山林・農地については、農地の保全と活用を促進するとともに、既存集落の住環境や生活利便性の維持・向上、コミュニティの維持・活性化に努めます。
環境保全 ゾーン (森林)	● 山間部の森林空間については、自然環境・景観・生物生息空間の保全を図るとともに、自然に親しみふれあう空間やスポーツ・レクリエーションの場として活用します。また、地下水のかん養や防災対策などのため森林整備を進めるほか、既存集落の生活機能の維持に努めます。
環境保全 ゾーン (水辺)	● 水無瀬川・淀川の水辺空間については、自然環境・景観・生物生息空間の保全を図るとともに、自然に親しみふれあう空間やスポーツ・レクリエーションの場として活用します。また、防災対策のため、河川の治水機能の維持・充実に努めます。

（２）北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和２年１０月）

● 計画期間

令和２（２０２０）年から令和１２（２０３０）年

● 都市づくりの基本目標

- ① 国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成
- ② 安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現
- ③ 多様な魅力と風格ある大阪の創造

● 都市づくりの方向性

- ① 大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化
- ② 国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造
- ③ 災害に強い都市の構築
- ④ 産業・暮らしを支える都市環境の整備
- ⑤ 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成
- ⑥ 地域資源を活かした質の高い都市づくり

● 区域区分（線引き）の決定に関する方針

- ・ 市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本とします。
- ・ 適正な区域区分の変更を行い、良好な市街地を形成・維持します。
- ・ 都市農地については、都市における貴重な緑地として、多面的機能の発揮を図るよう適正な保全に努めます。

● 土地利用に関する方針

- ・ 主要鉄道駅周辺等の中心市街地、主要幹線道路沿道地域、優れた居住環境や自然環境の維持されている地域等その立地特性を活かした都市づくりを行い、豊かさを享受できる都市を形成します。

